

最低賃金の大幅な引上げを求める会長声明

中央最低賃金審議会は、昨年度、全国加重平均26円の引上げ（引上げ後の全国加重平均874円）を答申し、これに基づき各地の地方最低賃金審議会において地域別最低賃金額が決定された。青森県の引上げ額は、24円であり、最低賃金額は、762円となった。

この引上げは、金額、上昇率ともに過去10年で最高のものではあるが、引上げ後の最低賃金で週40時間、年52週働いたとしても年収は約158万円、月収では約13万2000円にとどまり、この収入から税金、年金及び健康保険等を支払うことを考慮すれば、労働者がその賃金のみで健康で文化的な生活を営むことは、困難であるといわざるをえない。

我が国の相対的貧困率は、2015年で15.6%と高止まりの状況にあり、貧困は、依然として深刻な状況にある。働いているにもかかわらず貧困状態にある者の多数は、最低賃金付近での労働を余儀なくされていると考えられ、最低賃金の低さが貧困状態からの脱出を阻害する大きな要因となっている。

この点、政府は、2018年の経済財政運営と改革の基本方針（いわゆる骨太の方針）において、最低賃金について年率3%程度を目途として、名目GDP成長率にも配慮しつつ全国加重平均が1000円となることを目指すとしていたが、本年6月21日に閣議決定された同方針では、地域間格差にも配慮しながら、より早期に全国加重平均が1000円になることを目指すとしている。

また、昨年度の青森県の引上げ額が、全国加重平均の引上げ額を下回っていることに加え、最低賃金の地域間格差が拡大していることも見過ごすことのできない重要な問題である。昨年の最低賃金は、最も高い東京都で985円であったのに対し、青森県と223円もの開きがある。最低賃金の地域間格差は、地方から大都市部への労働力の流出を招き、地域経済の活性化を阻害する要因となるものであり、地域経済活性化の観点からは、最低賃金の地域間格差を是正することも急務であ

る。

よって、中央最低賃金審議会は、地域別最低賃金額改定の目安を大幅に引上げる
ことによって、地方最低賃金審議会による地域別最低賃金の大幅な引上げを促し、
青森地方最低賃金審議会は、地域経済の健全な発展と労働者の健康で文化的な生活
を確保するために、中央最低賃金審議会の示す目安にとどまらない大幅な引上げを
行うべきである。

2019年（令和元年）6月28日

青森県弁護士会

会長 山内 賢二